

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針」(平成29年度改定版)最終案 新旧対照表

犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針 (旧)	犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり各種防犯指針(平成29年度改定版) (新)
<p>1 総則</p> <p>(1) 指針策定の趣旨</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>(3) 指針の方向性</p> <p>(4) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 見守り活動の促進 ロ 犯罪被害の対象となる人・者への接近の制御 ハ 地域における住民等の連帯意識・共同意識の向上 <p>(5) 指針適用の範囲</p>	<p>1 総則</p> <p>(1) 改定の趣旨</p> <p>(2) 基本原則</p> <p>(3) 方向性</p> <p>(4) 基本的な考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 照度・見通しの確保 ロ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 ハ 犯罪被害の対象となる人・物の強化 ニ 地域住民等の連携の強化 ホ 防犯設備の効果的な活用 <p>(5) 適用の範囲</p> <p>(6) 有効活用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 防犯指針の周知 ロ 防犯意識の共有 ハ 継続的な啓発・訓練
<p>2 児童等の安全確保のための指針</p> <p>(1) 学校等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 学校等への不審者進入防止体制の確立 ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備 ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり <p>(2) 通学路等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握 ロ 登下校時の児童等の安全の確保 	<p>2 児童等の安全確保のための指針</p> <p>(1) 学校等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 学校等への不審者進入防止体制の確立 ロ 児童等の安全を守るための設備等の整備 ハ 学校、地域、家庭が連携した安全で安心な学校づくり <p>(2) 通学路等の安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 通学路の安全点検と要注意箇所の把握 ロ 登下校時の児童等の安全の確保 <p>(3) 被害防止教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 参加・体験型の訓練の実施 ロ 相談窓口における情報の共有化
<p>3 道路等の犯罪防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 <p>(2) 公園</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 <p>(3) 自動車及び自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 	<p>3 道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針</p> <p>(1) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御 <p>(2) 公園</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保 ロ 見通しの確保と死角の排除 <p>(3) 自動車及び自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 必要な照度の確保

- ロ 見通しの確保と死角の排除
- ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御
- ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置
- ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備

(4) その他

- イ 避難場所・通報場所の確保
- ロ 緊急通報装置、防犯ベル等の設置

4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 住宅の種類

- イ 共同住宅
- ロ 一戸建て住宅

(2) 共同住宅

- イ 共用部分
- ロ 専用部分

(3) 一戸建て住宅

- イ 敷地内
- ロ 住戸部分

5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

(2) 安全な店舗（構造等）の普及

- イ 出入口
- ロ ショーウィンドウ、窓
- ハ 照明設備
- ニ カウンター
- ホ レジ、金庫等
- ヘ 防犯設備
- ト 駐車場の配置

(3) 安全体制の整備

- イ 安全対策の責任者
- ロ 警戒要領
- ハ 従業員に対する指導
- ニ 現金の管理

(4) その他

- ロ 見通しの確保と死角の排除
- ハ 犯罪被害の対象となる人・物への接近の制御
- ニ チェーン用バーラック、サイクルラック等の設置
- ホ 管理人の配置及び防犯カメラの設置等による管理体制・安全体制の整備

(4) その他

- イ 避難場所・通報場所の確保
- ロ 緊急通報装置、防犯警報設備等の設置

4 住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 住宅の種類

- イ 共同住宅
- ロ 一戸建て住宅

(2) 共同住宅

- イ 共用部分
- ロ 専用部分

(3) 一戸建て住宅

- イ 敷地内
- ロ 住戸部分

5 深夜商業施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

(2) 安全な店舗（構造等）の普及

- イ 出入口
- ロ ショーウィンドウ、窓
- ハ 照明設備
- ニ カウンター
- ホ レジ、金庫等
- ヘ 防犯設備
- ト 現金自動預払機等（ATM）
- チ 駐車場の配置

(3) 安全体制の整備

- イ 安全対策の責任者
- ロ 警戒要領
- ハ 従業員に対する指導
- ニ 現金の管理

(4) その他

6 大規模小売店舗等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針

(1) 安全対策の推進

(2) 安全な店舗（構造等）の普及

- イ 出入口
- ロ ゴミ置場
- ハ 窓



新規追加

ニ	エレベーターホール及びエレベーター
ホ	階段
ヘ	商品陳列棚
ト	試着室
チ	レジカウンター
リ	レジ、金庫
ヌ	子ども広場、ゲームコーナー等
ル	トイレ
ヲ	現金自動預払機等（ATM）
ワ	駐車場等
(3)	防犯設備
イ	防犯設備の設置
ロ	防犯カメラ
(4)	安全体制の整備
イ	安全対策の責任者
ロ	警戒要領
ハ	現金の管理
(5)	地域との連携等
7	社会福祉施設等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針
(1)	安全対策の推進
(2)	施設利用者の安全を守るための設備の整備
イ	敷地内への不審者侵入防止対策
ロ	敷地内での不審者の発見・排除対策
ハ	防犯設備の日常の点検
ニ	防犯カメラの効果的な活用
(3)	施設利用者の安全を守るための防犯対策
イ	所内の体制と職員の共通理解
ロ	来訪者の確認の徹底
ハ	安全を守るための器具等の整備
ニ	安全を守るための訓練の実施
ホ	施設開放時等の安全確保
ヘ	地域や関係機関等との連携